

令和7年3月16日執行予定の千葉市長選挙等に係る啓発業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和7年3月16日執行予定の千葉市長選挙等にあたり、啓発用の動画広告、ポスター等を制作し、各媒体に活用すること等により、投票日の周知を図り、投票率の向上に寄与することを目的とする。

2 名称

令和7年3月16日執行予定の千葉市長選挙等に係る啓発業務委託委託

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）まで

4 業務内容

- (1) テレビ・ラジオCMの制作・放映
- (2) ポスター・チラシの制作・配送、新聞折込等
- (3) 交通広告の掲出
- (4) デジタルサイネージ広告の掲出
- (5) WEB・SNS広告の掲出
- (6) 啓発イベントの実施

※統一コンセプトに基づいて作成すること。

※詳細は別記「仕様詳細」のとおり

5 業務の実施

委託業務の実施にあたっては、千葉市と必要な協議を行うとともにその指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

6 完了報告

委託業務を完了したときは、写真を添えて完了報告書を提出するものとする。

7 その他

本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受注者は速やかに発注者と協議の上、定めるものとする。

仕様詳細

1 共通事項

(1) 基本表示事項（広告の種類によって省略する場合には、発注者と協議する）

- ア 投票日 令和7年3月16日（日）
- イ 投票時間 午前7時から午後8時まで
- ウ 選挙名 千葉県知事選挙・千葉市長選挙
- エ 広告主 千葉市・区選挙管理委員会、千葉市・区明るい選挙推進協議会
- オ 期日前投票の説明（以下例）

(ア) 期間・場所・時間

- a 各区役所（中央区を除く）及び蘇我コミュニティセンター
2月28日（木）から3月15日（土）までの土日を含む毎日
午前8時30分から午後8時まで
 - b 花島コミュニティセンター、イオン稲毛店、土気市民センター、高洲コミュニティセンター
3月3日（月）から3月15日（土）までの土日を含む毎日
午前9時から午後8時まで
 - c そごう千葉店、イコアス千城台
3月3日（月）から3月15日（土）までの土日を含む毎日
午前10時から午後8時まで
- ※選挙ごとに期日前投票の受付開始日が異なります。
- ・ 県知事選挙：2月28日（金）から
 - ・ 市長選挙：3月3日（月）から

(イ) その他 くわしくは、お住まいの区選挙管理委員会へお問い合わせください。

※期日前投票所は変更になる可能性があるため、発注者の指示に従うこと。

(2) 留意事項

- ・ 千葉市が持つ地域資源や歴史等を踏まえ、今回の千葉市長選挙の意義を有権者にアピールできる提案をすること。ただし、既存のロゴマークやキャッチフレーズは使用せず提案すること。
- ・ 有権者に対して、強制的・高圧的なもの等でないこと。
- ・ 選挙の公平性を阻害するもの（特定の候補者、政党等に有利不利となるような人物・文言・素材等）は使用しないこと。
- ・ 特に若年層の投票率が低いことに考慮すること。
- ・ 統一されたコンセプトに基づいて作成すること。
- ・ 表現方法は自由とするが、タレント等の有名人を起用する場合は千葉市と十分に協議すること。
- ・ 提出されたすべての作品の著作権等は千葉市選挙管理委員会に帰属するものとし、各種媒体への掲出やその他の啓発等で使用できるものとする。

2 委託内容

(1) テレビ・ラジオCMの制作・放映

ア 業務内容

(ア) テレビスポットで放送する啓発動画及びラジオスポットで放送する音声を企画・作製すること。

(イ) 作製する動画は、「(3) 交通広告の掲出」「(4) デジタルサイネージ広告の掲出」「(5) WEB・SNS広告の掲出」等でも利用することとし、各種広告で再生可能なデータで作成すること。

(ウ) 効果的な放送機関を提案し、放送機関との交渉・調整及び放送枠の確保を行うこと。ただし、以下の放送機関は必須とする。

- ・テレビCM：千葉テレビ放送株式会社
- ・ラジオCM：株式会社ベイエフエム

(エ) 啓発動画は1回あたりの所要時間が15秒、啓発音声は1回あたり20秒のものを基本とする。ただし、他の啓発等で使用するために所要時間が異なる動画等を作成することは妨げない。

(オ) 投票日前日まで使用するもの（期日前投票の周知を含むもの）、投票日当日に使用するものを分けて作成すること。

(カ) それぞれ告示日（3月2日）から投票日までの間、最低各日1回、計15回以上実施すること。

イ 納入期限等

放送日に間に合うよう啓発動画及び啓発音声を放送局等へ直接納入すること。また、告示日の前々日（2月28日）までにDVD5枚に作成したデータを入れて千葉市選挙管理委員会へ納品すること。

(2) ポスター・チラシの制作・配送、新聞折込等

ア 業務内容

(ア) 選挙啓発ポスター、選挙啓発チラシを企画・制作・配送すること。また、市内全域に新聞折込によりチラシを配布すること。

(イ) 効果的な掲出先を提案し、関係機関等との交渉・掲出枠の確保を行うこと。ただし、新聞折込については、次の7紙は必須とする。

- ・読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、千葉日報
- ※公共交通機関に係る掲出は「(3) 交通広告の掲出」で提案すること

(ウ) ポスターは原則として、告示日（3月2日）から投票日までの間、掲出すること。また、新聞折込は告示日翌日（3月3日）に実施すること。

(エ) 発注者が指定する公共施設等（400か所程度）に配送すること。その際、市が作成する送付文を同封すること。

(オ) チラシ表面はポスターとおおむね同じデザインとすること。また、チラシ裏面は、発注者の指示により2タイプ（下記「イ 製作物」のチラシ①、チラシ②）を作成すること。

イ 制作物

以下の規格・枚数は必ず作製すること（発注者が指定する公共施設等での掲出・配布に使用する）。また、以下に挙げたもののほか、新聞折込で使用するチラシや、「(3) 交通広告の掲出」で使用するポスター等を含め、提案する掲出先ごとに必要な規格・枚数を作成することとし、企画提案時に提案すること。

	規格	紙質	枚数	備考
B0 ポスター	B0 判・横・4C（片面）	アート紙 135kg	30 枚	
B1 ポスター	B1 判・縦・4C（片面）	アート紙 135kg	100 枚	
B2 ポスター	B2 判・縦・4C（片面）	アート紙 135kg	1,500 枚	
B3 ポスター	B3 判・横・4C（片面）	アート紙 135kg	50 枚	
チラシ①	A4 判・縦・4C（両面）	アート紙 90kg	100,000 枚	デザイン①
チラシ②	A4 判・縦・4C（両面）	アート紙 90kg	10,000 枚	デザイン②

※B3 ポスターについては、下記「(3) 交通広告の掲出」における車内広告用に作成したポスターが同規格であれば、それを納品することも可。

ウ 納入期限等

掲出期間に間に合うよう関係機関に直接納入すること。また、告示日前々日（2月28日）までにDVD5枚に保存した電子データ（JPEG・PDF・EPS方式）を千葉市選挙管理委員会へ納品すること。

エ その他

(ア) 各ポスターは折らずに配送すること。

(イ) 公共割引等が利用可能な場合には必ず利用すること。申請は必要に応じて市が行う。

(3) 交通広告の掲出

ア 業務内容

(ア) 駅貼りポスターや車内広告等の企画・実施を行うこと。

(イ) 効果的な掲出先・啓発方法を提案し、関係機関等との交渉・掲出枠の確保を行うこと。ただし、次の広告は原則必須とすること。

- ・ 駅貼りポスター：JR 東日本、京成電鉄、千葉都市モノレールの千葉市内全駅
- ・ 車内広告：京成バス、小湊鐵道バス、千葉中央バス、千葉海浜交通、千葉内陸バス、あすか交通、千葉シーサイドバス、ちばシティバス、ちばフラワーバス、平和交通千葉営業所管内の全バス及び千葉都市モノレール

(ウ) 原則として、告示日（3月2日）から投票日までの間、掲出すること。

(エ) 上記のほか、車内動画広告や中吊り広告、車体広告（ラッピング広告）、駅・バス停・タクシー等での広告等を提案することを妨げない。

イ 納入期限等

掲出期間に間に合うよう関係機関に直接納入すること。また、告示日前々日（2月28日）までにDVD5枚に保存した電子データを千葉市選挙管理委員会へ納品すること。

ウ その他

(ア)公共割引等が利用可能な場合には必ず利用すること。申請は必要に応じて市が行う。

(4) デジタルサイネージ広告の掲出

ア 業務内容

(ア) デジタルサイネージを活用した啓発（動画または静止画）の企画・実施を行うこと。

(イ) 告示日（3月2日）から投票日までのうち、効果的な掲出先・啓発方法・掲出回数を提案し、関係機関等との交渉・掲出枠の確保を行うこと。ただし、以下の啓発は必須とする。

- ・千葉市内の映画館での動画広告（シネマアドバタイジング）
- ・ビスビジョン幕張（海浜幕張駅北口・南口の2か所）での動画広告

※いずれも放映時間・放映回数等は企画提案書により提案すること。

※公共交通機関に係るデジタルサイネージ広告の掲出は「(3) 交通広告の掲出」で提案すること。

イ 納入期限等

掲出期間に間に合うよう関係機関に直接納入すること。また、告示日前々日（2月28日）までにDVD5枚に保存した電子データを千葉市選挙管理委員会へ納品すること。

(5) WEB・SNS広告の掲出

ア 業務内容

(ア) WEB・SNS等を活用した動画広告、音声広告、バナー広告等の企画・実施を行うこと。

(イ) 特に若年層の投票率が低いことを考慮し、告示日（3月2日）から投票日までのうち、効果的な広告媒体を提案し、インターネットサイト等との交渉・掲出枠の確保を行うこと。

(ウ) 掲出の対象を絞れる場合には、千葉市全域とし、18歳以上を対象として実施すること。

(エ) 提案にあたっては、予定表示回数または予定クリック数を示すこと。

(オ) インプレッション・クリック数・エンゲージメント、動画再生回数等の実績の報告を行うこと。

(カ) 上記のほか、千葉市公式ウェブサイトで使用するバナー画像（2点予定）を発注者の指示により制作すること。

(キ) 特設のウェブサイト等を開設することによる情報発信は行わないこと（情報発信は市が保有する媒体で行う）。

イ 納入期限等

掲出期間に間に合うよう関係機関に直接納入すること。また、告示日前々日（2月28日）までにDVD5枚に保存した電子データを千葉市選挙管理委員会へ納品すること。

(6) 啓発イベントの実施

ア 業務内容

(ア) 次の項目に重点をおき、啓発イベントの企画・実施を行うこと。

- ・投票日の周知と投票総参加を促し、特に若年層向けにアピールできるインパクトのあるもの
- ・市内全域を巡回して啓発を行うもの（初日は出発式等の企画を入れること）
- ・市・区選挙管理委員会が行う街頭啓発とジョイントできるもの
- ・子どもを通じてその親（20代～30代）へ投票を訴えかけるもの

(イ) 選挙啓発キャラクター（めいすいくん）の着ぐるみは千葉市選挙管理委員会で貸し出すことができるが、これに係るスタッフ及び運搬等は委託料に含むものとする。

(ウ) 本イベントの実施において、対象者が故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、受注者がその賠償責任を負うこととし、損害賠償保険その他必要な保険に加入すること。なお、その費用は本委託の経費に含むこととする。

(エ) 本イベントの実施に伴う使用許可等の申請は受注者にて行うこと。ただし、使用料の減免が受けられる場合には必ず利用することとし、その場合の申請は必要に応じて市が行う。

(オ) イベント終了後、実施場所ごとの参加者数や当日の様子を記録した写真等を含む実績の報告を行うこと。

イ その他

上記（1）～（5）のいずれの項目にも該当しない啓発は、本項目（啓発イベントの実施）として提案すること。